

令和元年 1 1 月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会
定例会会議録

令和元年 1 1 月 2 2 日 開会

令和元年 1 1 月 2 2 日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

令和元年11月22日（金曜日）午後3時10分開議

- 日程第 1 議席の指定（新議員）
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 提案理由の概要説明
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 議案第10号 秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を設定する件
- 日程第 8 議案第11号 秋田県後期高齢者医療広域連合職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する件
- 日程第 9 議案第12号 秋田県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する件
- 日程第10 議案第13号 秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件
- 日程第11 議案第14号 令和元年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件
- 日程第12 議案第15号 平成30年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第13 議案第16号 平成30年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第14 閉会中審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1 番	岩 谷 政 良	3 番	播 磨 博 一
7 番	児 玉 一	9 番	西 村 武
1 1 番	黒 澤 芳 彦	1 2 番	佐 藤 元
1 4 番	鹿 兒 島 巖	1 5 番	伊 藤 敏 夫
1 6 番	佐 々 木 文 明	1 7 番	田 川 政 幸
1 8 番	森 田 新 一 郎	2 0 番	畠 山 菊 夫
2 1 番	齋 藤 多 聞	2 4 番	藤 原 義 美
2 5 番	佐 々 木 謙 吉		

欠席議員（10名）

2 番	渡 辺 優 子	4 番	小 畑 淳
5 番	菅 原 広 二	6 番	鈴 木 俊 夫
8 番	長 谷 部 誠	1 0 番	金 谷 道 男
1 3 番	青 柳 宗 五 郎	1 9 番	渡 邊 彦 兵 衛
2 2 番	高 橋 浩 人	2 3 番	松 田 知 己

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	穂 積 志	副広域連合長	津 谷 永 光
副広域連合長	佐 々 木 哲 男	代表監査委員	板 波 静 一
事務局長	松 山 則 人	事務局次長 兼会計管理者	長 谷 川 雄 美
総務課長 兼会計室長	伊 藤 嘉 貴	業務課長	沼 田 和 也

議会担当職員出席者

議 会 書 記 小 野 洋 樹 議 会 書 記 伊 勢 谷 誠

午後 3 時 11 分 開会

○議長（佐藤 元） ただいまの出席議員は 15 名です。定足数に達していますので、これから令和元年 11 月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

議事に先立ちまして、令和元年 8 月臨時会後の議員の異動についてご報告申し上げます。

2 市 1 町の議会において、広域連合議会議員選挙が行われましたので、当選された議員を紹介いたします。選挙実施日順にお名前を申し上げますので、自席にてご起立くださるようお願いいたします。

藤里町長の佐々木文明議員。

大仙市議会議長の金谷道男議員。本日は欠席です。

横手市議会議長の播磨博一議員。

以上、3 名の方が広域連合議会議員として当選されましたので、よろしくお願いたします。

日程第 1 議席の指定

○議長（佐藤 元） 日程第 1、議席の指定を行います。

新議員の議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、播磨博一議員は 3 番、金谷道男議員は 10 番、佐々木文明議員は 16 番と指定します。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 元） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、岩谷政良議員、田川政幸議員の 2 名を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○議長（佐藤 元） 日程第3、会期の決定を行います。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第4 諸般の報告

○議長（佐藤 元） 日程第4、諸般の報告を行います。

報告は、各議員へ配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

また、本日、板波静一代表監査委員に出席いただいておりますので、あわせてご報告申し上げます。

日程第5 提案理由の概要説明

○議長（佐藤 元） 日程第5、提案理由の概要説明を行います。

議案第10号秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を設定する件から議案第16号平成30年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件までの各議案に対する提案理由の概要説明を求めます。穂積広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積 志） 令和元年11月広域連合議会定例会の開会に当たり、提出案件につきまして概要を説明申し上げ、ご審議をお願い申し上げます。

説明に入ります前に、後期高齢者医療制度を取り巻く状況等について申し上げます。

今年度は、令和2年度、3年度に向けての保険料率の改定年度であり、現在、試算作業を進めております。国、県と協議しながら試算を重ねた上で保険料率案をまとめ、今後開催される有識者等で構成される運営懇話会や市町村担当課長から成る運営検討委員会でご意見をいただき、2月定例会において次期保険料率を定めた条例案を提案する予定であります。試算に当た

っては、国が示した算定上の諸率を勘案し、被保険者や医療費等の動向を適切に見極めながら作業を進めてまいります。

次に、高齢者の保健事業と介護予防の一体的取り組みについてであります。

去る、5月22日に医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が公布されました。高齢者の特性を踏まえ実施する保健事業を、効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かなものとするため、市町村との連携のもとに、国民健康保険事業や介護保険法の規定による地域支援事業と一体的に実施できるよう規定されております。あわせて、事業実施に必要な高齢者の医療・健診・介護情報などを一括して把握できる規定などを整備したものであり、来年度から本格実施となるものであります。本議会には、この取り組みの先行実施にかかわる経費に対する補助金等について、補正予算案として提案してまいります。

今後も、国の動向を十分に注視しながら、市町村や関係機関と連携を密にし、後期高齢者医療制度の適切な運営に努めてまいります。

さて、今議会には、条例案4件、補正予算案1件、決算認定2件を提出いたしております。初めに、条例案について説明申し上げます。

議案第10号秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を設定する件は、地方公務員法の一部改正等に伴い、令和2年4月1日から新たに導入される会計年度任用職員制度における職員の給与等について定めるため、この条例を設定しようとするものであります。

議案第11号秋田県後期高齢者医療広域連合職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する件、議案第12号秋田県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する件及び議案第13号秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件、以上3件は会計年度任用職員の休職の期間、懲戒処分に係る減給、育児休業等を定めようとするものであります。

次に、議案第14号令和元年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件についてであります。

今回の補正は、市町村が実施する低栄養防止・重症化予防等推進事業や介護予防との一体的実施事業に係る経費に対する補助金等を措置するものであります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ532万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,461億7,213万3,000円とするものであります。

次に、議案第15号平成30年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件についてであります。

本件につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

歳入では、予算現額5億4,653万2,000円に対し、決算額は5億4,501万943円で、予算現額に対する収入率は99.7%であります。歳出では、予算現額5億4,653万2,000円に対し、決算額は4億886万5,337円で、予算現額に対する執行率は74.8%であります。この結果、歳入歳出差引残額は1億3,614万5,606円であります。

次に、議案第16号平成30年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件についてであります。

本件につきましても、地方自治法第233条の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

歳入では、予算現額1,485億6,240万6,000円に対し、決算額は1,520億7,478万8,691円で、予算現額に対する収入率は102.4%であります。歳出では、予算現額1,485億6,240万6,000円に対し、決算額は1,478億8,456万1,115円で、予算現額に対する執行率は99.5%であります。この結果、歳入歳出差引残額は41億9,022万7,576円であります。

以上、概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、決算につきましては、監査委員の審査を受け、その結果が意見書として提出されております。監査委員の意見につきましては、これを十分に尊重し、今後とも効率的かつ安定的な事業運営に努めてまいります。

日程第6 一般質問

○議長（佐藤 元） 日程第6、一般質問を行います。

質問通告は1名です。

なお、一般質問については、申し合わせにより一括して質問、答弁を行うこととし、質問時間は再質問、再々質問を合わせて15分以内とします。

また、1回目の質問は登壇して行い、再質問以降については自席において行うこととしていきますので、よろしくお願いいたします。

14番鹿兒島議員の一般質問を行います。発言を許します。14番鹿兒島議員。

【 14番 鹿兒島巖議員 登壇 】

○14番（鹿兒島 巖） 14番、小坂町選出の鹿兒島であります。議長の発言許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

本議会における一般質問は、二つの課題についてさせていただきたいと思っております。

まず第1番目は、厚生労働省が全国の公立・公的病院の廃止や再編・統合を進めると発表した問題に対する対応についてであります。厚生労働省は去る9月26日、全国1,652の公立・公的病院のうち、人口10万人以上の区域に位置する病院などを除いた1,455病院の診療実績をもとに、そのうちの4分の1に相当する公立257、公的167、計424の病院名を公表いたしました。そして、来年9月末までに廃止や一部診療科を他の病院に移すなどの再編・統合への対応方針を決めて、25年末までにこれを終えるよう各関係方面に要請をしたという発表があったわけであります。

まず、この厚生労働省の方針について、広域連合としてどういうふうにとめているのか、この点をお聞かせいただきたいと思います。特に地方においては医師不足や高齢化の進行、公共交通機関の衰退など、ますます深刻化しております。そして、医療難民化が危惧され、中でも後期高齢者はその度合いを強めており、県民にとって、特に後期高齢者にとってより身近な公的・公立医療機関、病院こそが必要であるにもかかわらず、この医療を求める実態把握を欠いた一律基準での再編・統合は、これは中止すべきものと考えますけれども、これについてのご見解をお伺いしたいと思います。

二つ目の課題は、医療費の自己負担2割化についてであります。後期高齢者の医療費自己負担の2割化に対しては、これまで県内25市町村中20市町村議会で2割にしないことを国に求める陳情が採択されているところであります。また、最近の状況では、政府が進めている医療改革についての全世代型社会保障検討会議で、日本医師会、日本歯科医師会、そして日本薬剤師会の三師会が、改革の検討三項目である75歳以上の窓口負担を2割にする、外来受診時の自己負担に上乗せする定額負担の導入を行う、そして成分が似た市販薬がある薬を保険対象外にする、この三つについて、いずれも患者の負担増を伴うとして反対意見を表明したと聞くところであります。

そこで伺います。全県自治体と全県後期高齢者を組織する連合体として、国に対して自己負担増をしないよう求めるべきではないかと考えますけれども、連合長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上、答弁をお聞きいたしまして再質問をさせていただきます。

以上であります。

○議長（佐藤 元） 答弁を求めます。穂積広域連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積 志） 鹿兒島議員のご質問の1、厚生労働省による再編・統合を進める公立・公的医療機関発表の受けとめと中止を求めるべきでないかについてお答え申し上げます。

本県におきましては、2025年には65歳以上の高齢者が総人口の約40%に達すると推計されており、医療と介護の需要増加が見込まれることから、限られた資源を有効活用してニ

一ズに対応していくため、二次医療圏ごとに病床の機能分化や連携の推進に向けた医療の将来構想として「秋田県地域医療構想」が策定されております。この構想の実現に向けて、地域における医療のあり方について関係者間で議論が行われている中において、厚生労働省が病院名を公表したことは、各地域の固有の実情を踏まえずになされたものと受けとめており、当広域連合といたしましては、それぞれの地域における議論の動向を注視してまいります。

次に、2の医療費の自己負担2割化についてであります。

ご承知のように、平成31年2月議会定例会において、自己負担を2割にしないことを国に求める陳情が提出されましたが、審議の結果、その陳情は不採択となったところであります。

当広域連合といたしましては、議会としてのこのご決定を尊重してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（佐藤 元） 再質問、ございますか。——鹿兒島議員。

○14番（鹿兒島 巖） 答弁をいただきましたので、改めて質問をさせていただきます。

まず1点目の課題でありますけれども、公立・公的病院の廃止や再編、それから統合問題でありますけれども、厚生労働省が今回のような要請を都道府県に行った、この背景、意図についてどういうふうに、どういう意図でこういう方針を出したのかということについての見解をお伺いしたい。

と同時に、その意図に対して、もう少し本県における、特に本県の後期高齢者の医療需要実態に照らして乖離があるのではないかというふうに考えますけれども、この辺について見解を改めてお伺いしたい、これが1点目。

それから、次に自己負担2割化についてでありますけれども、答弁は、議会の決定があったからそれに従うということではありますが、確かに本議会におけるこの問題についての陳情は不採択ということになりました。しかし、各市町村における、個々の自治体におけるこの問題に対する陳情はたしか多数の自治体で採択しているはずであります。こういう自己矛盾があるわけではありますが、もう一つ先ほど私が一般質問で申し上げたように、その後の事情、例えば国の関係機関の中における、特に医療側の方々の強い反対意見がある、やっぱりこういう状況も踏まえて対応すべきではないか。連合として、後期高齢者医療を、後期高齢者の健康と命に責任を持つ機関として、そこに独自の判断であってしかるべきだ、そういう点で連合長としてこの問題についてどう考えるかということについての質問をしたわけではありますが、改めて先ほどの答弁を繰り返すのかどうなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤 元） 穂積連合長。

○広域連合長（穂積 志） 再質問にお答えしたいと思いますが、国のねらいでありますけれども、公的医療機関等2025プランの調整会議での合意結果を分析した中で、やはり急性期病床の削減、あるいは回復期への転換が進んでいないという結果を踏まえて、具体的な数字を

示して、そして、なお一層そういう形の中で議論を進める材料として、また、契機として発表されたものというふうにとらえております。

それから、2割のほうでございますけれども、現実、県内においては20市町村、そして22に増加したということですが、我々としては、それぞれの議会における決定は、それはそれとして、当連合議会において決定されたことについては、やはりそれは別人格でありますので、尊重してまいりたいと思っております。

なお、今後、陳情が当議会で採択された場合については、その旨を国等々に意見を申し上げたいというように思っております。

以上です。

○議長（佐藤 元） 鹿兒島議員。

○14番（鹿兒島 巖） 最後の質問になりますが、初めに公立・公的病院の廃止や再編・統廃合問題でありますけれども、県内で言えば大館市立扇田病院、湖東厚生病院、それから横手市立大森病院ですか、それから地域医療機能推進機構秋田病院、それから羽後町立羽後病院、この5病院が指名されているわけであります。これらいろいろな病院も、県民、それから地域在住の高齢者にとってはまさに生活の一部、命と暮らしの中に組み込まれた病院であると受けとめておりますけれども、これを先ほどのように廃止、あるいは再編・統廃合の対象とするということについては、まさに秋田県内のこととは言っても地域医療の実態を無視したもの、地域の実情が全く反映されていない、こういうものだというふうには言わざるを得ないのではないかと。人口減少が進行しても高齢化率の高い本県の医療に対する需要は高く、人の命はどこに住んでいようが守るというスタンスが、これは国是としてあってしかるべきだし、我が秋田県においてもこれはそういうスタンスを持つべきだろうというふうに思います。したがって、改めて、今回の厚労省の対応等については、しっかりとこの行為に対して抗議し、再編検討の撤回を求めるということが、この際あってしかるべきだというふうに思うところであります。この点について、再々でありますけれども、お考えをお聞かせいただきたい。

それから、自己負担2割化についてでありますけれども、これは答弁を伺う限り、もう全県の多数の後期高齢者の思いを踏まえているようには思えない、残念ながら。今の答弁の状況では。こういう点をしっかり踏まえた対応を強くお願いをしておきたいと思っておりますが、特に答弁としては、先ほど言った公立病院等の再編等の問題についての対応について、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（佐藤 元） 答弁、穂積広域連合長。

○広域連合長（穂積 志） 再々質問にお答えいたしますが、厚生労働省が出しました再編の病院名等々につきましては、一律的な病院の、あるいは地域の特徴を無視した一律の基準でもってその病院を再編すべき、あるいはそれを考えるべきという考えを表示したわけがあります

けれども、我々としてもそれは全く納得できるものではございません。したがって、各市町村においても県内においても県のほうに、そしてまた地方三団体におきましても強く厚生労働省のほうには抗議を申し入れているところでございます。

そういった中で、厚生労働省のほうも、一律にそういう規定によって発表したことは非常に反省していると、こういう会議での発言もありますので、そういったことにおいて、我々としても抗議をしながら、ただ、いずれ、保険者側のほうですね、こちらのほうは、逆にそういう数字を出していただき、そういうきっかけをつくってくれたという、そういう立場の違いもありますけれども、その辺も理解をするものでありますけれども、我々としては到底容認できるものではありませんので、各会合等々において、その撤回を要望してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤 元） 以上で14番鹿兒島議員の一般質問を終わります。

ほかに質問の通告はありません。以上で一般質問を終わります。

日程第 7 議案第10号 秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を設定する件から

日程第13 議案第16号 平成30年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件まで

○議長（佐藤 元） 日程第7、議案第10号秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を設定する件から日程第13、議案第16号平成30年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件まで、以上7件を一括議題としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、日程第7、議案第10号秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を設定する件から日程第13、議案第16号平成30年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件まで、以上7件を一括して議題といたします。

質疑の前に、板波代表監査委員から決算審査の結果について報告を求めます。板波静一代表監査委員。

【板波静一代表監査委員 登壇】

○代表監査委員（板波静一） 代表監査委員の板波でございます。

私から、平成30年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算の審査結果の概要について報告いたします。

地方自治法第292条において準用する同法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、秋田県後期高齢者医療広域連合長から審査に付されました平成30年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況調書は、関係法令に準拠して作成されており、その各計数は関係諸帳簿及び証書類と符合し正確であると認められました。

また、予算の執行、会計経理事務の処理及び財産管理の状況につきましても、適正に処理されているものと認められました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付しております歳入歳出決算審査意見書をご参照願います。

今後とも、被保険者の方々が安心して医療を受けることができるよう適正な制度運営に努めるとともに、財務事務の厳正な執行に万全を期するよう要望するものであります。

以上で決算審査に係る意見の報告といたします。

○議長（佐藤 元） 以上で板波代表監査委員の報告は終了しました。

これより議案第10号から議案第16号までに対する質疑を行います。

質疑通告は1名です。

14番鹿兒島議員から通告がございましたので発言を許します。

申し合わせにより質疑時間は再質疑、再々質疑を合わせて15分以内とします。

14番鹿兒島議員。発言は自席で行ってください。

○14番（鹿兒島 巖） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいまから議案第16号平成30年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件について質問をさせていただきます。

まず第1点目は、歳出2款保険給付費についてであります。保険給付費に係る予算は、平成29年度予算に比較して減額となる計上であったことから、予算審議の段階で前年度より減額する根拠について質問したところであります。その質問に対して、予算審議の段階で事務局長から、「平成28年度の薬価改定により平成29年度保険給付の一人当たり実績見込みが減額となったことなどもあり、平成30年度の保険給付費について診療報酬マイナス改定を加味し、平成30年度被保険者数を乗じて見込んだところ、保険給付費が前年より低く抑えられる見込みとなったことが原因である」との根拠だというふうに答弁をいただきました。

今回提案された決算では、検討してみますと、前年度に比べて受診件数では増加しているものの款全体では減額決算となっております。また、不用額は6億3,598万5,575円という数字になっておりますもので、この結果だけ見てみれば事務局の積算は妥当であったというふうに受けとめております。

その上でお尋ねいたします。1項2目療養費が1,977万6,000円の流用増を行った理由及び同2項1目高額療養費が2,305万円の流用減を行っております。このことについて、この理由、どうしてこういう操作が生まれたのかということについての理由をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、2点目ですけれども、歳出5款保健事業費についてであります。保健事業費における決算での不用額にかかわって、これまでも何回か取り上げさせていただきました。で、せっかくの計上予算が不用とならないよう、健康診査事業では受診率の向上へのきめ細かな取り組みなども提言させていただきました。そうした中で、この30年度決算では、1目健康診査費を前年度比約1,000万円の減額として計上した予算に対して、年度途中で約200万円を予備費から流用しての決算となっているところであります。予算の事業費が増額となった要因はどこにあったのか、そして流用の要因をどのようにとらえているかをお聞かせいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（佐藤 元） 答弁を求めます。松山事務局長。

○事務局長（松山則人） 鹿兒島議員の議案第16号平成30年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件についての1、歳出2款の保険給付費のうち、1項2目の療養費と2項1目の高額療養費において流用を行った理由についてのご質疑にお答えいたします。

保険給付費の平成30年度当初予算については、薬価や診療報酬の改定及び一人当たり給付費の見込みなどから、前年度と比較して減額したものであり、目ごとの予算額については、過去数年にわたるそれぞれの実績に基づく構成比によって計上したものであります。

平成30年度決算見込みを算出する時点において把握可能な11月までの支出状況を見たところ、療養費については前年度と比べて、補装具やあんま・マッサージは、やや増加の傾向にあったものの、保険給付費の中で構成比の大きい療養給付費や高額療養費について、ほぼ見込みどおりの支出状況であったことから、保険給付費全体の中では予算内で賄えると判断したものであります。

療養費については、その後も増加傾向が続き、実績額が予算額を上回る状況となったため、予算の流用により対応したものである一方、高額療養費については、その後も大きな伸びなどは見られず、予算残額が生じる見込みとなったことから、予算不足となる療養費等へ流用したものであります。

次に、5款の保健事業費についてであります。

平成30年度の当初予算におきましては、健康診査受診者数について市町村の見込みをもとに、広域連合からの受診勧奨による受診分を加味し予算計上しておりました。毎年12月には、市町村より当該年度の健康診査の実績見込みを取りまとめており、その時点では当初予算で見

込んだ受診者数を若干下回る見込みとなっていたものであります。

市町村では、これまでも健康相談時の周知や受診勧奨通知などの取り組みを行ってきたところであり、平成30年度末に事業実績を取りまとめたところ、市町村の取り組みの成果により、実績が見込みを上回ったため、予備費の充用により対応したものであります。

○議長（佐藤 元） 鹿兒島議員。

○14番（鹿兒島 巖） ありがとうございます。それでは、改めてもう少しお伺いしたいと思います。

私、今回のこの質疑に対して資料を作成させていただきました。皆さんのお手元に議案質疑関連資料として配付させていただきましたけれども、先ほどの答弁があったように、特にこの保険給付費等の問題は、やはり数年間の経過を見ながらとらえていかないと、なかなかとらえにくい、あるいは診療報酬の改定があつたりしますとね。それからいわゆる被保険者の受診件数、こういったものの経過を見ないとなかなかつかめないということで、私自身も数年間の比較経過表を毎年つくって見ているわけでありまして。今回は、そのうちの28、29、30年度にかかわる比較表をそのように作って見てみました。そういった中で、先ほど言ったような質問と、それから答弁になったと思いますので、それは、そういう意味では理解が少し進んだというふうに思っております。

そこで、そういう中で、1点目は先ほどの答弁でほぼ理解できましたので、2点目の流用問題についてももう少しお伺いしたいと思います。

健康診査は、疾病の早期発見・早期治療に有効な取り組みについて、その受診率向上を目指してきた経過の中で現在到達点があつたというふうに言えるわけでありまして、しかしながら、なかなかこれは期待するところに、毎年行っていないというのが実態ではないかというふうに思っております。予算の計上に対して、これまでのいわゆる事業のやり残しの不用額の経過等を見ますと、そういう傾向が強かつたわけですが、今回少しそれが改善したように受けとめました。しかし、まだ自治体間で受診率の大きな開きがある。これは事業実績状況報告、30年度のもので出ておりますけれども、これを見てもわかるように、例えば一番取り組みが進んでいるところで47.7%の実施率、ところが一番少ないところは7.39%。こういう大きな開きがある。ここのところをどう埋めるかというのがやっぱりこれは連合としての課題になってくるのではないかと。これまでの答弁ではそれぞれの自治体の歴史だとか実情があるのでなかなかうまくいかない。そういう中で実際的には地域差があつて、自治体間の差があつて、今言ったような7%台から40%、まあ50%近い実施をしているところもあるという答弁でありました。しかし、もうあれから数年たつて、もう10年も経過する中で、やはり全県である程度の水準まで到達できるような実績を上げる必要があるのではないかとというふうに思うわけでありまして。で、そういう中で、今回の決算の状況を見ると、これまでから見れば最高水準の到達点になっていると。また、決算の数字自体も、これまでになく、一番いわゆる経費としては

決算額を出しておりますから、それなりの取り組みがあったんだらうというふうに思いますが、特に30年度に、29年度までなかった取り組み、何か特徴的な取り組みがもしあれば教えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（佐藤 元） 松山事務局長。

○事務局長（松山則人） お答えいたします。

健康診査事業に関する再度の質疑でございます。受診率向上にかかわった取り組みということでのお尋ねでございました。この健康診査の受診率の向上につきましては、各市町村において広報誌やホームページ等への掲載をはじめ、チラシの配布や健康診査実施機関へのポスター掲示等により周知に努めているところでございます。また、あわせて広域連合における取り組みといたしまして、1年間医療機関を受診していない方への健康診査の受診勧奨を行っております。さらに、受診率の低い市町村につきましては、訪問指導を実施して取り組み状況などについて積極的な意見交換を行っているところでございます。このような取り組みによって30年度の受診率が向上したものというふうにとらえてございます。

○議長（佐藤 元） 鹿兒島議員。

○14番（鹿兒島 巖） ありがとうございます。この健康診査事業の取り組みは各自治体でいろいろあると思いますが、ぜひそういう情報をできるだけ収集しながら、先進的な事例はやっぱりこれは他の自治体に伝達する等の役割を果たしていただきたい。そして、全体的にはこの受診率が上がって、結果的には後期高齢者の健康の増進、あるいはその中でいわゆる給付費の減という方向に向かうような努力をお願いしたいと思いますが、最後にもう1点だけ療養給付関係のことについて伺いをしておきたいわけですが、30年度の連合事業状況という、これは資料、前の8月の議会の時にいただいた資料がございしますが、これは決算との関係があるわけですが、この中で療養給付費が全体的には増えている中で、特に区分の中での食事・生活療養という項目が、件数は増えているんだけど金額的には毎年少なくなっているんですね。その要因はどこにあったのか、それだけ教えていただければと思います。それで私の質問を終わりますので、その点についてお答えをお願いいたします。

○議長（佐藤 元） 松山事務局長。

○事務局長（松山則人） お答えいたします。

療養給付費の中の食事・生活療養の実績が29年度に比して30年度減になっている、その理由というお尋ねだというふうに思います。

この点につきましては、30年度におきまして制度の改正がございまして、その関係で保険給付費の減となったものでございます。自己負担額についての改正がございました関係で、給付費が減となったものととらえております。

○議長（佐藤 元） これで鹿兒島議員の質疑を終了します。

ほかに質疑の通告はありません。以上で議案第10号から議案第16号までに対する質疑を

終了いたします。

これより議案第10号から議案第16号までに対する討論を行います。

議案第16号について、14番鹿兒島議員から通告がございましたので、発言を許します。

14番鹿兒島議員。発言は自席で行ってください。

○14番（鹿兒島 巖） 議案第16号平成30年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件について、これを不認定の立場で討論をさせていただきたいと思います。

本件につきましては、予算審議において、恒久的としておりました減税措置を暫時廃止することに向けての具体的な予算案であるということ、そしてまた、県民の置かれている、特に後期高齢者の置かれている生活実態に対して重い負担を強いる予算であるということをおし上げて、予算審議の段階で反対の意思表示をさせていただいて経過があります。

したがって、この決算における審議においては、この予算審議の時の状況については変わりはないというふうにお考えしておりますので、同決算においても同趣旨で不認定であるということをおし上げたいと思います。

以上であります。

○議長（佐藤 元） 以上で鹿兒島議員の討論は終わります。

ほかに討論の通告はございません。以上で議案第10号から議案第16号までに対する討論を終了いたします。

これより順次採決いたします。

議案第10号秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を設定する件について採決します。

お諮りいたします。議案第10号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号秋田県後期高齢者医療広域連合職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第11号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号秋田県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する件について採決します。

お諮りいたします。議案第12号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件について採決します。

お諮りします。議案第13号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号令和元年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件について採決します。

お諮りします。議案第14号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号平成30年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件について採決します。

お諮りします。議案第15号は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、議案第16号平成30年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件について採決します。

議案第16号は討論がありましたので、採決の方法は起立採決で行います。

お諮りします。議案第16号は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（佐藤 元） 起立多数と認めます。したがって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第14 閉会中調査の件

○議長（佐藤 元） 次に、日程第14、閉会中調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

広域連合長のあいさつ

○議長（佐藤 元） 広域連合長から発言の申し出がありますので、発言を許します。穂積広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積 志） 閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、それぞれの議案につきまして、慎重なるご審議の結果、いずれも適切にご決定をいただき、厚く御礼申し上げます。

先般、政府は、少子高齢化と同時にライフスタイルが多様となる中、年金、医療、介護、労働など、誰もが安心できる社会保障制度にかかわる検討を行うため、全世代型社会保障検討会議を設置し、議論をスタートしております。当広域連合といたしましては、こうした国の動向を引き続き注視してまいりたいと考えております。

今後の事務局運営に対する議員各位のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

閉 会

○議長（佐藤 元） お諮りいたします。

会議規則第43条の規定により、本定例会で議決された議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで、令和元年11月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後4時10分 閉 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第2項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員